

～農業経営者の皆様へ～

○農作物栽培高度化施設用地の農地課税について

○固定資産税の「償却資産」をご存じですか？

1 農作物栽培高度化施設用地の農地課税について

固定資産税では、底面がコンクリートの農業用ハウスの用地については、これまで農地から転用された宅地や雑種地として評価・課税してきましたが、平成30年の農地法の改正により、施行日(平成30年11月13日)以降に、農業委員会に届け出て、農地に「農作物栽培高度化施設」を設置するため、その底面をコンクリート等で覆う場合、当該地を引き続き農地として評価・課税することになりました。

●農作物栽培高度化施設とは

農作物の栽培用に供する施設であって、農作物の栽培の効率化又は高度化を図るための施設で、農林水産省令で定めるものをいいます。

具体的には、水耕栽培用の高設棚設置や収穫用のレール設置、衛生管理の高度化のため等に底面をコンクリート張りにした農作物栽培施設をいいます。

●引き続き農地の評価・課税を受けるには

農作物栽培高度化施設は整備等の基準に適合する必要があるため、農地が所在する市町村の農業委員会にご相談をお願いします。

また、農業委員会への施設に関する事前の届け出は必要ですが、固定資産税の手続きは不要です。

※農作物栽培高度化施設の農業用ハウス(ビニールハウス)や、高設棚、収穫用レール等については、固定資産税の「償却資産」となります。「償却資産」については、裏面の「固定資産税の償却資産をご存じですか？」をご覧ください。

※土地の固定資産税についてのお問合せは裏面をご覧ください。

2 固定資産税の「償却資産」をご存じですか？

●償却資産とは

土地及び家屋以外の事業用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による計算上、損金又は必要経費に算入されるもの（確定申告等において必要経費に算入されるもの）をいいます。

償却資産も土地及び家屋と同じように固定資産税が課税されますが、償却資産は申告が必要となります。

●償却資産の申告が必要な方は

毎年1月1日の時点で、さいたま市内に事業用の資産を所有している個人又は法人です。自家消費用農産物の栽培・生産のみの方については、申告の必要はありません。

償却資産の申告については、毎年1月1日時点の資産の状況を1月末までに申告する必要があります。申告書については、下記の固定資産税課へご連絡をいただければ、お送りさせていただきます。

●農業経営を行っている場合の申告が必要な資産とは

農業で使用している又は使用することができる、農業用ハウス（ビニールハウス）や農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、温室管理装置や乾燥機等の農業用機械設備等です。

表面の農作物栽培高度化施設の高設棚や収穫用レール等も対象となります。

※屋根及び周壁をガラス等の恒久性がある資材で施工し、外気遮断性や定着性が認められる農業用ハウスについては、家屋として固定資産税の課税対象となる場合があります、その際は償却資産に該当しません。

■償却資産の例

田植機



耕運機



農業用ハウス（ビニールハウス）



償却資産の対象は
いろいろあります！



■お問合せ先

さいたま市財政局税務部固定資産税課

〒330-9588 浦和区常盤6丁目4番4号

○土地について TEL 048-829-1185

○償却資産について TEL 048-829-1186

○土地・償却資産共通 FAX 048-829-1916